

会計	10	一般会計
款	2	総務費
項	3	戸籍住民基本台帳費
目	1	戸籍住民基本台帳費

所管課	市民課
事業名	中長期在留者住居地届出等事務費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	15	17		17			17	2
財 源 内 訳	国	15	17	17			17	2
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源							

事業概要	外国人住民に関する諸事務を行う。	今年度 見直し 事項	
事業目的	市内に居住する外国人住民の居住関係等を明らかにする。		
現状と背景	外国人住民の住居地届出事務、特別永住許可事務、特別永住者記載変更事務、法務省通知に伴う住民票の職権修正、市町村通知の作成及び送信等の事務を行っている。	その他	旧事業名「外国人登録事務費」

会計	10	一般会計
款	2	総務費
項	3	戸籍住民基本台帳費
目	1	戸籍住民基本台帳費

所管課	市民課
事業名	戸籍住民基本台帳事務費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	640	634		634			634	▲ 6
財源内訳	国							
	県	36	37	37			37	1
	市債							
	その他	604		597			597	▲ 7
一般財源		597						

事業概要	戸籍、住民基本台帳に係る諸事務を行う。	今年度見直し事項	
事業目的	出生・婚姻・離婚・死亡などの戸籍処理、転入・転出・転居などの住民異動処理、戸籍謄抄本や住民票の写しなどの諸証明の交付などの事務を行う。		
現状と背景	戸籍、住民台帳は、公的サービスを行う上で根幹をなすものであり、正しく確実な処理が求められている。	その他	

会計	10	一般会計
款	2	総務費
項	3	戸籍住民基本台帳費
目	1	戸籍住民基本台帳費

所管課	市民課
事業名	住民基本台帳ネットワーク運用事業
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	577	1,376		1,376			1,376	799
財 源 内 訳	国							
	県							
	市債							
	その他	70	64	64			64	▲ 6
	一般財源	507	1,312		1,312		1,312	805

事業概要	全国の市区町村を住民基本台帳ネットワークで結ぶ。	今年度 見直し 事項	
事業目的	全国の市区町村を住民基本台帳ネットワークで結ぶことにより、住民サービスの向上と行政事務の簡素化、効率化を図る。		
現状と背景	デジタル・ネットワーク社会の急速な進展の中で、行政の高度情報化の推進が必要不可欠であり、住民基本台帳ネットワークシステムを導入することとなった。	その他	

会計	10	一般会計
款	2	総務費
項	3	戸籍住民基本台帳費
目	1	戸籍住民基本台帳費

所管課	市民課
事業名	戸籍事務システム運用事業
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	2,679	1,919		1,919			1,919	▲ 760
財 源 内 訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	2,679	1,919		1,919		1,919	▲ 760

事業概要	コンピュータ化(電算化)した戸籍事務システムの円滑な運用を図る。	今年度 見直し 事項	現在の戸籍総合システムの更新
事業目的	戸籍事務について、平成20年度に導入した戸籍事務システムを円滑に運用し、事務の効率化・迅速化を図る。		
現状と背景	平成6年の戸籍法改正により可能になった戸籍事務のコンピュータ化(電算化)を、当市でも平成20年度から実施した。	その他	

会計	10	一般会計
款	2	総務費
項	3	戸籍住民基本台帳費
目	1	戸籍住民基本台帳費

所管課	市民課
事業名	戸籍住民基本台帳事務人件費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	30,103	15,822		15,822		365	16,187	▲ 13,916
財 源 内 訳	国	230	238	238			238	8
	県	699		464			464	▲ 235
	市債							
	その他	14,569	14,942	14,345			14,345	▲ 224
	一般財源	14,605	642	775		365	1,140	▲ 13,465

事業概要	戸籍事務等を行う 職員の人件費	今年度 見直し 事項	
事業目的	戸籍や住民基本台帳に係る諸事務を行う 職員の人件費		
現状と背景	職員3人分	その他	

会計	10	一般会計
款	2	総務費
項	3	戸籍住民基本台帳費
目	1	戸籍住民基本台帳費

所管課	市民課
事業名	旅券交付事業
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	316	345		345			345	29
財 源 内 訳	国							
	県	316		345			345	29
	市債							
	その他							
	一般財源		345					

事業概要	旅券(パスポート)の申請書の受理及び交付を行う。	今年度 見直し 事項	
事業目的	住民サービスの向上を図るために、鳥取県から権限移譲を受けて、旅券の申請・交付事務を行う。		
現状と背景	北東アジアに向けたゲートウエーを目指している本市としても、旅券の申請手続き等が市の窓口で可能になるよう、鳥取県から権限移譲を受け、平成23年4月から実施することとした。	その他	

会計	10	一般会計
款	2	総務費
項	3	戸籍住民基本台帳費
目	1	戸籍住民基本台帳費

所管課	市民課
事業名	戸籍総合システム更新事業
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費		12,395		12,395			12,395	12,395
財 源 内 訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源		12,395		12,395		12,395	12,395

事業概要	平成21年2月から稼働している現在の戸籍総合システム(ハードウェア、ソフトウェアともに)を5年の節目で更新する予定だったが、使用を1年延長したため平成27年2月に更新する。	今年度見直し事項	
事業目的	システムの保守業者が提供する標準サポートは機器導入後概ね5年、その他の保守サポートの延長を考慮しても、導入後7年程度がサポートの限度となる。機器の不具合や故障時に交換部品が調達できない状況は最大限回避すべきリスクであり、定期的な機器更改は必要不可欠である。		
現状と背景	現在使用している戸籍システムは㈱TKC社製であり、現メーカーは戸籍システムの独自開発から撤退し、他社製品のOEM供給に切り替わることが決まっているため、現行システムのままでは制度改正等にも対応できなくなる。現行メーカーのサポートは平成27年3月末で終了する。	その他	

会計	10	一般会計
款	2	総務費
項	3	戸籍住民基本台帳費
目	1	戸籍住民基本台帳費

所管課	市民課
事業名	戸籍副本データ管理システム導入事業
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費		2,835		2,694	141		2,835	2,835
財 源 内 訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源		2,835		2,694	141		2,835

事業概要	戸籍法施行規則の一部を改正する省令(平成25年法務省令第1号)が同年3月1日から施行されることに伴い、戸籍情報システムにおける副本データの送信のための機能を要する戸籍副本データ管理システムを導入する。法務省からは平成25年度末までの構築依頼であるが、戸籍総合システムの更新に合わせて、平成27年2月の導入とする。	今年度見直し事項	
事業目的	東日本大震災における被害状況を踏まえ、戸籍正本と副本の同時滅失を防止するための抜本的な対策として、遠隔地にある法務局に戸籍副本管理サーバを設置し、その保全・管理を行う戸籍副本データ管理システムが構築されることになった。このシステムは、戸籍の完全滅失の防止、戸籍の迅速な再製及びデータ保管・管理の負担軽減を目的としている。		
現状と背景	戸籍法第8条では、戸籍は正本及び副本を設けることとされ、現在年3回、媒体データを作成し管轄法務局等に保管している。現在は近接している法務局等での保管であるため、災害時において同時に滅失する恐れがあり、正確な戸籍の再製が非常に困難な事態となる。なお、当システムの構築については地方交付税措置が講じられることとなった。	その他	